

神戸常盤大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

神戸常盤大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、神戸常盤大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の教育研究に関する使命・目的は、学則第1条に具体的かつ明確に示されている。すなわち、「本学は教育基本法並びに学校教育法に基づき、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学問を研究・教授して、豊かな人間性と高いレベルの技能を備えた専門家を育成し、またその成果を社会に還元することにより、国家及び地域社会の発展に寄与することを目的とする」という教育目的を定めている。

三つのポリシー（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）は、大学・学部の教育目的を踏まえ、「教育イノベーション機構」を中心に、社会のニーズに合わせて見直しを行い、適切に学内外に発信されている。

「基準2. 学修と教授」について

いずれの学部・学科ともに在籍学生数は収容定員を満たしており、入学定員に沿った適切な学生受入数が維持されている。

教授方法の改善を進めるため、全学的な取組みとして、FD (Faculty Development)委員会、自己点検・評価委員会、「教育イノベーション機構」、事務局の教育環境整備などの組織体制が整備され、これらの組織が連携を取りつつ実施している。

学修支援及び生活指導を行うに当たっては、クラス担任制、サポーター、チューター教員などの教職員が協働して、学修者の意見をくみ上げ、反映する仕組みを整えており、学修進度の差に対応した学修支援の充実や、授業改善、生活指導を行っている。学修・就職・進学に対する相談支援体制は、キャリア支援課が担い運営しており、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。教育環境も適切に整備・管理している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び建学の精神に基づき、経営の規律と誠実性の維持に努めている。高等教育機関としての社会的使命を達成するため、毎年度事業計画を策定し、全教職員に周知するとともに実現に向けた継続的な努力をしている。経営の規律や誠実性については、寄附行為、学則などの学内規定及び関連法令を遵守している。

大学の業務執行については、大学事務局長及び部門長が連携し円滑な業務執行に努めている。また、「課室長会議」を月例化し事務局部門間の情報共有を行っている。

施設設備は計画的に維持管理され、外部資金の獲得にも積極的に取り組み、適切な監査体制であり、財務基盤は健全である。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価委員会が設置されており、自己点検・評価委員会規定、細則、体制図などが整備されている。また、自己点検・評価を毎年行い、恒常的な実施体制も整えられている。毎年取りまとめられる「年次報告書」は、本年度の課題、本年度の目標・方針、主な活動を取上げ、次年度の課題へと様式を工夫し、これを毎年繰返す手法で実施され、また、種々の調査やアンケートの分析・評価に基づき、全学で PDCA サイクルの確立と機能化に取り組んでいる。

自己点検・評価の結果は「年次報告書」として、全教職員及び関係機関に配付している。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づいた教育・研究に取り組んでいる。経営・管理と財務については、諸規定に基づき権限と責任が定められ、大学運営が適切になされている。自己点検・評価については、自ら設定した計画に沿って全学的に改善に努めている。今後、使命・目的を一層強く意識した運営が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

使命・目的は、「本学は教育基本法並びに学校教育法に基づき、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学問を研究・教授して、豊かな人間性と高いレベルの技能を備えた専門家を育成し、またその成果を社会に還元することにより、国家及び地域社会の発展に寄与することを目的とする」として、大学学則第 1 条に規定されている。また、建学の精神として、「知的、道徳的に優れた技術者の育成し、国家及び社会の発展に寄与する」と定めている。

人材の養成に関する目的が、学部・学科ごとに簡潔に学生便覧、ホームページ、大学案内に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・教育の特色は、「いのちを心身両面から支えるスペシャリストの育成」を基調とし、アドミッションポリシーなど三つのポリシーに具体的に表現されている。

目的の内容は法令に照らして適切であり、また、各指定規則も遵守している。

使命・目的及び三つのポリシーについては、学部・学科及び「教育イノベーション機構」を中心に、社会のニーズに合わせて見直しを行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

寄附行為、学則の制定・改訂には、理事会、運営委員会及び教授会など各段階での審議機関に諮って行われている。

大学の使命・目的を規定した学則を学生便覧に掲載することにより学生に周知し、また、ホームページにも掲載し学内外に周知している。教職員には、広報紙「We」などで周知を図っている。

各年度の事業計画は適正に計画されている。

使命・目的及び教育目的を達成するため、教員を委員とする各種委員会、多くのセンターが整備されている。また、子育て支援センター、地域交流センター、ボランティアセンターなどが設置され、社会貢献に積極的に取り組んでいる。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学部、学科ごとに専門分野の特色を表すアドミッションポリシーが明確かつ具体的に定められている。学部、学科のアドミッションポリシーは、大学案内、入試要項及びホームページに掲載され、また、高校訪問、見学会等で直接高校教員などに説明が行われ、積極的に周知を図っている。

学生のみならず、社会人、留学生など意欲ある人材を受入れるため、8 区分の入学試験を実施するなど多様な形態で学生受入れを工夫している。アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜が公正かつ妥当な方法により適切な体制で行われている。

いずれの学部・学科も在籍学生数は収容定員を満たしており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

各学部、学科の教育目的に沿って、教育課程編成方針は明確に規定され、その方針に基づき体系的な教育課程を編成し、学生便覧・ホームページなどにより学内外に明示している。

教授方法の工夫・開発については、FD 委員会を設置し、大学及び学科ごとに FD 活動を実施し、研修会、公開授業を通して取組んでいる。教授方法の改善を進めるため、全学的な取組みとして、FD 委員会、自己点検・評価委員会、「教育イノベーション機構」、事務局による教育環境整備など、組織体制を整備し、これらの組織が連携を取りつつ実施している。

履修単位については、学部ごとに履修登録単位数の上限を設定している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援は、各学科を中心にして教職支援センター、図書館、事務局などと連携し、教職員協働により、適切に実施されている。全専任教員が週 1 回以上、オフィスアワー制度を実施している。TA 制度はないが、教員の教育活動を支援するため、卒業生によるキャリアサポーター制度や上級生を SA(Student Assistant)として活用している。

教員による退学理由希望者の聞き取りなどの対応が行われ、医療検査学科ではサポーター、看護学科ではチューター制度を設け、退学者・留年者への対応策を講じている。また、「授業評価」「学生満足度調査」「卒業生へのアンケート」を行い、学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、学修及び授業支援の改善に反映している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価基準、卒業判定基準は学則及び「学習の手引き」に明確に規定し、単位認定、卒業要件を適切に定め、厳正に行っている。「神戸常盤大学学則」及び「神戸常盤大学既修得単位の認定に関する取扱い内規」に基づき、入学前の他大学における既修得単位について適正な範囲で認定している。

成績評価基準を設定し、学則・学生便覧に明示し、各授業の学修到達目標及び成績評価基準についてもシラバスに示している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

全学的に、「キャリア基礎」「キャリア入門」を必修科目として位置付け、教育課程内のキャリア支援を実施するとともに、インターンシップや「ボランティアセンター」「地域交流センター」などを通して、教育課程内外で、社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備している。また、卒業生をキャリアサポーターとして起用し、「キャリアガイドシステム」を構築して実践的なキャリア支援を行っている。

就職・進学に対する相談支援は、就職委員会及びキャリア支援課が連携して行っており、相談・助言体制は整備され、適切に運営されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況を、学年ごとの成績の集計、学修時間調査、就職状況調査、さらに「学生による授業評価」「学生満足度調査」「卒業生へのアンケート」「卒業生の就職先へのアンケート」などによって点検している。これらの結果をもとに「授業評価報告書」や「年次報告書」を作成し、教員・学科・大学全体レベルで改善できる仕組みを構築している。他に、学生の個別アンケートや面談などを実施し、学生の学修状況や就職希望などを把握し、これを学科会議などで共有することで学生指導の効果を高めている。また、平成26(2014)年度からは、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学科平均との比較、上位層と下位層の分析などによって、学修指導の改善を図っている。今後は、種々の方法で実施してきた評価指標を総合的に解析し、教育の改善にフィードバックする予定である。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会やキャリア支援課、「健康保健センター」、学生相談室などの組織を整備し、学生の生活や心身の健康管理について具体的な支援を行っている。ハラスメント防止については対策委員会を組織し、臨地実習や教育実習なども含め、組織的に連絡体制を整備し、個々の問題に対応している。学生自治会については、学生委員会との話合いや意見交換を通して活動を支援している。また、「学生満足度調査」によって学生の意見や要望の集約及び分析を行い、施設設備の改善など具体的な学生サービスの改善につなげている。

経済的支援については、公的な奨学金制度の他に大学独自の奨学金制度を複数設け、平成26(2014)年度からは修学支援奨学金として整理・統合し、支給対象者の拡大と増額を実施している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとす

る教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即し、年齢、資格取得の専門性、学位の種類及び分野等を考慮した教員の確保や配置が行われている。採用や昇任については、選考規定や資格規定に基づいて適切に行われている。教員の資質・能力向上については、FD 委員会や自己点検・評価委員会などが連携を図りながら、全教職員を対象とした FD 研修会や公開授業等が実施されている。日々の授業については、「学生による授業評価」に基づいて、各教員が自己分析し、改善策を講じている。特に、「KTU 大学教育研究開発センター」による学内競争的研究費の整備と運用は、若手教員の意欲向上や外部競争資金の採択などの具体的な成果を挙げている。

教養教育については、平成 26(2014)年 4 月より学科と同列の独立した組織「教育イノベーション機構」を設置し、教養教育の改善を図ろうとしている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、実習施設、体育施設などが適切に配置され、設置基準を満たしている。施設の耐震については、順次耐震工事が進められる予定である。図書館については、蔵書や学術雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナルなどが整備され、学生のスケジュールに合わせた開館時間の延長などの利用環境の充実が図られている。授業における学生数については演習・実習授業をクラス単位で行い、教育的に適正な規模を維持している。施設・設備に対する学生の意見は「学生による授業評価」と「学生満足度調査」によりくみ上げられ、これをもとにした改善が行われている。災害対策については、危機管理規定等が策定され、毎年避難訓練が行われている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為及び建学の精神に基づき、経営の規律と誠実性の維持に努めている。高等教育機関としての社会的使命を達成するため、毎年度事業計画を策定し、全教職員に周知するとともに実現に向けた継続的な努力をしている。

法人及び大学の管理運営については、理事会・評議員会、常務理事会、運営委員会等の連携のもと、法令を遵守し業務を遂行している。

環境保全、人権、安全対策等については、各種委員会の設置、規定・マニュアルの整備、適宜実施する訓練等を通して対応している。また、救命措置対策として、AED（自動体外式除細動器）の設置や民間救急講習団体として認定を受け、学内関係者と一般市民を対象とした市民救命士講習を実施するなど、大学の特性を生かした活動を行っている。

教育情報及び財務情報は、ホームページ及び広報紙等の媒体を利用し適切に公開している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき、学園の最高意思決定機関として運営されている。寄附行為第3条には、法令を遵守し社会に有意な人材を育成することを目的とすることが規定され、教育を通して社会貢献する責務を明確にしている。

理事会は法人運営に関する重要事項を審議するため、原則年4回開催され、議事録も適切に整備している。理事会を円滑に運営するため常任理事会を設置し、審議事項の事前協議及び法人の事業計画に基づく日常業務の監査を行っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「学校法人玉田学園組織規程」等に基づき組織の整備、権限と責任の明確性を図っている。教学・管理運営の意思決定機関及び理事会の諮問機関として、理事長を委員長とする「運営委員会」を設置し、学長をはじめ各部門の教職員を構成員として管理運営を円滑に行っている。

学長は理事会、運営委員会、教授会等の構成員として法人及び大学の連携を図り、適切なリーダーシップを発揮するとともに、学長室の責任者として教学部門の重要な役割を担っている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の重要事項を審議決定する機関として、理事会、常任理事会、運営委員会を設置し、部門間の相互チェックと緊密な連携体制により意思決定を円滑化している。

監事は寄附行為に基づき、2 人任命されている。監事の理事会出席状況から判断し、職務遂行が困難ではないかと懸念されたが、平成 26(2014)年度に 3 人体制とし、改善を試みている。

法人及び大学の責任者として理事長、学長は教職員との意見交換、決定事項の伝達、稟議処理等を通してリーダーシップを発揮し、管理運営面でのボトムアップ体制を構築している。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は「学校法人玉田学園組織規程」「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部事務局事務分掌規程」及び「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部事務局就業規則」に基づき編制され、適正に業務を遂行している。

大学の業務執行については、大学事務局長及び部門長が連携し円滑な業務執行に努めている。また、課室長会議を月例化し事務局部門間の情報共有を行っている。

事務職員は FD・SD(Staff Development)研修、課題ごとのプレゼンテーション発表などを通し、資質・能力向上を図っている。将来計画として OJT、マネジメント能力、コミュニケーション能力等の向上に取り組もうとしている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学設置認可申請時に財務計画（平成 18(2006)年度に 5 年間の試算）を策定、大学の完成年度（平成 23(2011)年度）を待たず、1 年前の平成 22(2010)年度に帰属収支差額の黒字化を実現し、現在は、教育学部設置認可申請時（平成 22(2010)年度）に再作成した財務計画に基づき経営を進めており、順調に推移している。

過去 5 年間の財務状況を精査すると計画を上回る実績を達成しており、適切な財務運営がなされている。

消費収支計算書関係比率や貸借対照表の関係比率などについても健全であり、安定した財務基盤の確立に努めており、収支バランスもとれている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

関係法令に基づき、経理規定等の会計処理に関する規定を整備し、これらの規定に基づき適正な会計処理が行われている。

予算による執行制度が確立されており、補正予算も適切に編成され、理事会等において

承認を得ている。

また、会計監査は、監査法人との契約に基づき通年的に厳正な監査を受けている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会が設置されており、自己点検・評価委員会規定、同細則、体制図などが整備されている。また、自己点検・評価を毎年行い、恒常的な実施体制も整えられている。

毎年取りまとめている年次報告書においては、本年度の課題、本年度の目標・方針、主な活動を取上げ、次年度の課題へと様式を工夫し、これを毎年繰返す手法で実施されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が行われており、現状把握の調査・データの収集は大学事務局でオンライン管理し、刊行物などの資料は自己点検・評価委員会で一括管理されている。これを一歩進めた IR(Institutional Research)室を平成 26(2014)年 4 月に設置し、調査・データの収集と分析を始めている。

毎年取りまとめている年次報告書は、全教職員及び交流のある大学・施設に配付されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

日本高等教育評価機構の大学評価基準に基づいて自己点検評価に取り組み、課題として挙げられた教室設備の更新・拡充、オフィスアワーの制度化、教養教育体制改革のための「教育イノベーション機構」の設立など PDCA サイクルを確立すべく活動を進めている。なお、「教育イノベーション機構」は、平成 26(2014)年度に発足したばかりであり、設置の趣旨にのっとり今後成果を挙げられることを期待したい。

学生による授業評価結果を教員が解析し、授業評価報告書と学生へのメッセージにまとめ、教員個人だけでなく学科単位で授業改善に取り組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-② 地域社会との連携・社会貢献に関する具体的取り組みの方策（社会貢献に関する方針の明確化）

A-1-③ 地域自治体への協力

A-1-④ 個性ある多様な取り組みの具体性（東日本大震災被災地支援及び佐用町・和歌山南部豪雨災害地域支援など）

A-2 国際社会との交流・協働活動

A-2-① 国際交流・協働活動の具体性・継続性

A-2-② 個性ある多様な取り組みの具体性

A-2-③ 国際連携の深化

【概評】

地域社会に貢献する活動の取り組みとして、「神戸常盤大学エクステンションセンター」を引継ぐ「地域交流センター」は、公開講座、生涯学習講座、ボランティア活動など大学の物的・人的資源の提供を行っている。また、法人全体で実施されている「TOKIWA 健康フェア」や医療機器を搭載した「お元気でっ Car」は、日常的な地域住民の「健康づくり」に貢献している。地域社会や自治体への協力としては、「神戸常盤ボランティアセンター」の活動、神戸市長田区との地域交流協定に基づく地域連携、NPO との協働などがあげられる。大学の協力を前提とした地域行事も多く、地域にかけがえのない大学としての活動

が展開されている。特に、近年の震災・災害被災地の復興支援は、学生の意欲や災害地域の要望に応じた機動性を持つとともに、予算や支援体制に裏付けられた組織的な実践として継続的に成果を挙げている。実践内容の一部はシラバスや授業にも組込まれ、学修への効果が期待できる。単に大学の地域貢献だけでなく、専門職教育としても有益であり、大学と地域が一体になって人材を養成する実践として評価できる。

平成 9(1997)年から現在の国際交流センターを中心としてネパールのハチガンダ福祉協会との国際交流がはじまり、平成 14(2002)年からはネパール医科大学と住民の健康調査研究を行うなど、教員や学生の交流に発展している。また、JICA（国際協力機構）との協働活動により、食品微生物検査技術コースの研修を南米、アジア、アフリカ各国から受入れ、その後、地域保健能力向上コース、地域保健医療実施管理コースなどの研修に展開している。また「大学コンソーシアムひょうご神戸」における医療系プログラムとして、ネパール、アメリカ及びフィリピンで研修を行い、単位の互換なども行われている。これらの取組みは、参加する学生や教員に高く評価されており、今後も、留学生受入れや留学の促進、教員の国際交流活動など、交流対象と大学との相互の交流が深まることが期待される。